

新公会計制度・複式簿記研究会
報告書

2014年1月

郡山市新公会計制度・複式簿記研究会

目 次

- 1 現行制度（単式簿記・複式簿記会計）の現状・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 これまでの本市の取り組み・・・・・・・・・・ 2 頁
 - (1) バランスシートの作成
 - (2) 総務省方式改訂モデルの作成
 - (3) 新公会計制度・複式簿記研究会の設置
- 3 本市研究会による調査・研究内容・・・・・・・・・・ 2 頁
 - (1) 現行制度（単式簿記・現金主義会計）と
複式簿記・発生主義会計の意義とメリット
 - (2) 他の地方公共団体における新公会計制度の現状
 - (3) 新公会計制度をめぐる国の動向
- 4 本市研究会の検討結果・・・・・・・・・・ 7 頁
 - (1) 本市の新地方公会計制度の方向性
 - (2) 複式簿記・発生主義会計導入に当たって

資料

- 本市研究会の活動状況・・・・・・・・・・ 12 頁
- 他自治体の活用例・・・・・・・・・・ 15 頁

1 現行制度（単式簿記・現金主義会計）の現状

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源（税金）をもとに行財政運営を行っている。このため、付託された行財政資源を活用するためには、住民や議会に対し、使い方の目的や費用等を明らかにする説明責任が生じることとなる。これは、利益の追求を目的とし、会計期間の活動の成果を収益として定量的に把握することが可能である民間企業とは異なるものである。

地方公共団体の財務活動の特徴を、民間企業と比較すると、以下の点が異なる。

活動の目的

民間企業が利益の追求を目的としているのに対し、地方公共団体は住民福祉の増進を目的としている。

財務活動

民間企業が経営判断により柔軟に運用しているのに対し、地方公共団体は税金を活動資源としているため、財務活動は議会の統制の下に置かれ、予算は議会での議決を通して決定され、はじめて執行が可能となる。また、決算についても審議される。

このため、地方公共団体の予算、決算、財政状況等については、地方自治法等の法令の規定により公表が義務付けられているとともに、客観的で確実に確認できる現金収支を厳密に管理する単式簿記・現金主義会計を採用している。

しかしながら、地方分権の推進に伴い、自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められるにつれ、次の点について単式簿記・現金主義会計では得られない情報も明らかになってきている。

単式簿記・現金主義会計では、次の情報を把握しにくい。

- ・ストック情報・・・現金以外の資産、負債の情報
- ・コスト情報・・・事業サービスに要した真のコスト

このことから、次のことを行うことが困難となっている。

- ・アカウントビリティ（説明責任）・・・総合的な財務情報の説明
- ・マネジメント・・・正確な費用対効果分析による事業評価

国では単式簿記・現金主義会計では得られない情報を補完するため、企業会計手法を取り入れ、複式簿記・発生主義等のメリットを活かした財務書類の作成を地方公共団体に対して要請してきた。

2 これまでの本市の取り組み

(1) バランスシートの作成

平成 13 年度決算に基づき、旧総務省方式により、バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書の 3 表を、普通会計について作成し公表した。

(2) 総務省方式改訂モデルの作成

平成 20 年度決算に基づき、総務省方式改訂モデルにより、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 表を、普通会計及び特別会計等を含む連結財務諸表を作成し公表した。

しかしながら、総務省方式改訂モデルは、決算統計データを基に財務諸表を作成したものであり、次の課題が生じていた。

固定資産台帳を整備していないため、精度の高い財務諸表を作成できない
決算統計の組替えのため、財務諸表の作成に時間がかかる
個別事業ごとの財務諸表を作成することが困難

このため、本市にあるべき姿を目指し、所属横断的な新公会計制度・複式簿記研究会を立ち上げ調査研究を行うこととした。

(3) 新公会計制度・複式簿記研究会の設置

これまでの課題を踏まえ、平成 25 年 7 月、財政運営の効率化、適正化の推進を図るため、新公会計制度・複式簿記に関する調査研究を行うことを目的に、新公会計制度・複式簿記研究会（以下「本市研究会」という。）を設置した。

本市研究会については、資料を参照

調査研究を行うに当たり、特に 3 つの分野について検討を進めた。

現行制度（単式簿記・現金主義会計）と複式簿記・発生主義会計の意義とメリット
他の地方公共団体における新公会計制度の現状
新公会計制度をめぐる国の動向

3 本市研究会による調査・研究内容

(1) 現行制度（単式簿記・現金主義会計）と複式簿記・発生主義会計の意義とメリット 単式簿記・現金主義会計

現行の地方自治法による一般会計及び特別会計（ただし、企業会計を除く）の会計処理は、単式簿記・現金主義という方式で行われている。「単式簿記」とは、1 つの取引について、一面（1 つの科目）のみを把握し、その増減を記帳するものである。「現金主義」とは、現金の収入（歳入）・支出（歳出）という事実に基づいて記録することである。したがって、「現金」という 1 つの科目の収支のみを記帳する会計方式のことをいう。

例) 自動車を100万円で購入した。このことを単式簿記・現金主義で表すと・・・

自動車の購入で100万円を
支出したという事実



100万円の支出のみ
一面での把握及び記帳



複式簿記・発生主義会計

複式簿記では、1つの取引について、それを原因と結果から捉え、二面的に記録していくことにより、資産の動きや損益を把握することができるものである。このように取引を二面的に分類することを「仕訳」といい、仕訳は予算科目ではなく「勘定科目」という区分により行う。発生主義は、現金の収支にかかわらず、資産の移動や収益、費用の発生事実に基づき記録していく。具体的には、例示にあるように、7月1日は「自動車(資産)の増加」と「未払金(負債)の増加」が発生し、7月31日には「未払金(負債)の減少」と「現金(資産)の減少」が起きるということを意味する。

例) 自動車を100万円で購入した。このことを複式簿記・発生主義で表すと・・・

複式簿記

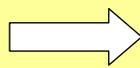
100万円の自動車プラス



自動車という
資産の増加



100万円の現金マイナス



現金100万円という
資産の減少



発生主義

例) 7月1日に自動車の納車が行われ、支払いは7月31日に支払った。

仕訳帳

7月 1日 借方:自動車(資産)の増加 貸方:未払金(負債)の増加
7月31日 借方:現金(資産)の減少 貸方:未払金(負債)の減少

この複式簿記・発生主義会計から分かることは、地方公共団体にあてはめて考えると、地方公共団体が道路や学校などの整備にどれだけ費用がかかり、どれだけの資産が蓄積されたのか、負債がどれだけあるのかが明らかになることである。また、どのようなサービスにどれだけのコストがかかったのかが分かるようになることである。

これらの情報を整備したのが財務書類(基準モデルの場合:貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)である。

表 単式簿記・現金主義会計と複式簿記・発生主義会計の比較

区分	単式簿記・現金主義会計	複式簿記・発生主義会計
目的	現金収支の管理・開示	財政状況・経営成績の管理・開示
記録の対象	現金	すべての経済資源・事象 (資産、負債、純資産、収益、費用)

現行の単式簿記・現金主義会計については、法令に規定するとおり、現金収支を厳密に管理するために、これまでも、また、今後においても重要な役割を果たしていくと考えられる。

一方、複式簿記・発生主義会計については、固定資産台帳の整備や仕訳などによって、単式簿記・現金主義会計で把握しにくいストック情報、コスト情報を得ることができ、財政運営の効率化・適正化を図る観点において、現行制度を補完する役割があると考えられる。

この複式簿記・発生主義会計を導入するためには、正確なストック情報を把握することが基本となることから、現在、本市において未整備である固定資産台帳の整備が必須であると考えられる。

(2) 他の地方公共団体における新公会計制度の現状

現在、地方公共団体における財務書類の作成方法は、基準モデル、総務省方式改訂モデルのほかに、東京都などが行っている独自方式があるが、それぞれの作成方法の実績、評価及び課題は以下のとおりである。

基準モデル

個々の取引について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデルである。一定の地方公共団体において複式仕訳（期末一括変換）の導入が進み、固定資産台帳の整備を通じて資産更新等の課題を明らかにすることができた点で意義があるものと考えられる。一方、特殊な財源仕訳等を行うことによる複式仕訳を実施するための出納データの変換プログラム等が必要であり、一定の経費負担等がある。

総務省方式改訂モデル

本市でこれまで採用してきた方式である。地方公共団体の事務負担等を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを許容しているモデルである。総務省等が提供しているワークシートを活用して作成が可能であり、事務負担や経費負担等に配慮がなされている。このような簡便な方法での作成を可能としたことにより、7割を超える地方公共団体で財務書類の作成が進んだため、地方公共団体への新公会計制度の導入という点では一定の評価ができる。一方で、複式仕訳によらない場合には検証可能性が低いほか、固定資産台帳の整備が進んでいない場合には貸借対照表の固定資産台帳計上額に精緻さを欠く等の課題が挙げられる。なお、総務省方式改訂モデルを採用した地方公共団体についても、固定資産台帳の整備を進め、基準モデルに移行することとされているが、実際には移行は進んでいない状況にある。

東京都の方式

本来の複式簿記・発生主義の考え方に立ち、発生の都度、複式仕訳を実施する方式であり、官庁会計処理と連動したシステムを導入することで、事務負担の軽減を図っている。また、会計別から事業別まで様々な区分で精度の高い財務諸表を作成することで、マネジメントに活用している例もある。即座に複式仕訳を確認できるため、財務諸表の作成が比較的短期間で済み、より早期の公表が可能である。東京都は平成18年度決算分から導入している。一方で、システムの導入経費負担が多額であり、税収の捉え方、資産の評価方法等が基準モデルと異なる点などが課題として挙げられる。また現時点では、東京都方式などの独自方式を採用している地方公共団体は限られている。

表 新公会計の方式

	新地方公会計モデル		東京都
	基準モデル	総務省方式改訂モデル	
財務書類の体系	貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書	貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書	貸借対照表 行政コスト計算書 正味資産変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 基本的な枠組みは新地方公会計モデルと同様
複式簿記	官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	段階的整備を想定 売却可能資産、土地を優先	開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新
固定資産の評価基準(台帳作成時)	インフラ資産 土地…取得原価 建物等…再調達価額 事業用資産 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達価額	公共資産…決算統計データから取得原価を推計 売却可能資産…売却可能価額	取得原価
税収の取り扱い	行政コスト計算書に計上しない(純資産変動計算書に計上)	行政コスト計算書に計上しない(純資産変動計算書に計上)	行政コスト計算書に計上

複式簿記・発生主義の考え方に立ち、正確な資産・負債の把握、財務諸表の作成を行うことができるのは、基準モデルと東京都方式であるが、基準モデルと東京都方式では、複式仕訳を行うとともに固定資産台帳を整備する点では一致しているが、固定資産の評価方法や税収の取扱い等、異なる点がある。

しかしながら、どちらの方式も、複式簿記・発生主義会計を導入するとともに、固定資産台帳を整備することで、従来の官庁会計では把握が困難であったストックやコストに関する情報等を把握することができるため、有効な手法だと考えられる。

資産の評価方法や様式などの財務書類の基本となる部分については、総務省研究会で統一的な取扱いを整理することから、引き続き調査・研究を進めていく。

(3) 新公会計制度をめぐる国の動向

総務省では、地方公会計を更に推進していくため、平成 22 年 9 月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会（以下「総務省研究会」という。）を立ち上げ、議論を重ねてきたところであり、平成 25 年 8 月に「中間とりまとめ」を公表した。

なお、平成 26 年 4 月を目処に総務省研究会の最終報告を行う予定となっている。

固定資産台帳等の整備を義務化

- ・ 固定資産台帳の整備促進
- ・ 固定資産台帳の内容及び精度の統一
- ・ 特に道路等のインフラ資産は、簡便的な方法を検討すべき

複式簿記の導入を義務化

- ・ 貸借対照表と固定資産台帳との相互照合の検証による財務書類の正確性向上
- ・ 事業別・施設別等のより細かい単位でのフルコスト情報による分析の実現
- ・ 自治体規模の違い及びクラウド等の財務会計システムの課題等の実務的検討の必要性

開示等にあたってのわかりやすい表示等を求める

- ・ 利用者への有用で信頼性の高い情報提供
- ・ 全ての自治体での円滑な導入に向けた取組み
- ・ 実務担当職員や財務書類の利用者の理解の促進を実現するため、できる限り簡便的な財務書類の表示及び様式の設定

活用の充実等を図っていく

- ・ 財政の効率化、適正化への活用の充実を図る
- ・ 行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等への継続的な取組み

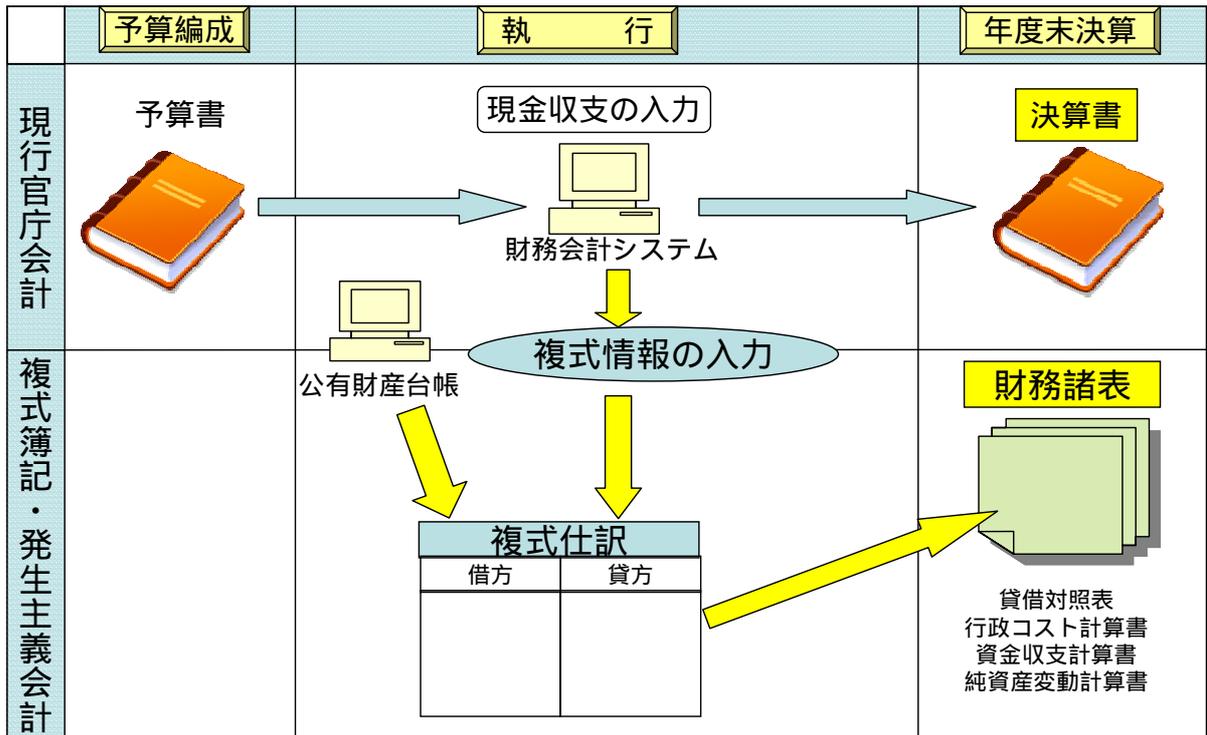
イ マネジメント機能を強化

市全体の財政状況を示す財務諸表を作成するだけでなく、事業別・施設別の行政評価や予算編成に活用できるようにする。

- ・固定資産台帳の整備を通じて、資産管理を徹底する。
- ・個別事業のフルコスト情報を把握することにより受益と負担の関係を明らかにする。
- ・事業別財務諸表の作成及び分析を行うことで、PDCA サイクルの最適化を図る。

図 複式簿記・発生主義会計の導入

従来の単式簿記の決算書に加え、新たに複式簿記による財務諸表を作成する



本市で採用する新公会計の方式

本市で採用する新公会計の方式は、総務省研究会で統一した基準を示した後、改めて検討することとし、平成 26 年 5 月を目標に決定する。

導入時期

総務省研究会のとりまとめ結果が平成 26 年 4 月を目処に示されること、また、システム改修及び固定資産台帳の整備に時間を要するが、人員体制を整備し進めることで、導入までの期間の短縮を図り、平成 27 年 4 月から複式仕訳を実施し、平成 28 年 8 月を目途に財務諸表を作成することを目標とする。

なお、導入に係る経費については、平成 26 年度当初予算に計上する。

図 導入スケジュール

検討事項等	H26.1	H26.4	H27.4	H28.4	H28.8
検討体制		・研究会報告 → (仮称)導入準備委員会を設置して検討			
会計制度		→ 会計基準作成・会計事務規則改正			
固定資産 台帳整備		→ 資産洗出し方法検討 → 資産洗出し → 資産評価方法検討 → 資産評価 → 固定資産台帳登録	複式仕訳開始	→ → → ・開始時貸借 対照表作成	財務諸表作成
システム改修		→ 業務フローの作成 → 仕様書作成 → システム改修		→ 複式仕訳実施 → 決算整理	
職員研修		→ 複式簿記研修 → 操作研修			→ マネジメント研修
総務省研究会		・最終報告書			

(2) 複式簿記・発生主義会計導入に当たって

財務会計システムの改修

迅速・簡便な財務諸表の作成と、予算編成、事業評価の活用のため、日々の会計処理を行っている財務会計システムに、複式簿記・発生主義の処理機能を追加する。

また、全職員が複式簿記・発生主義の考え方に立ち、日々の業務において複式仕訳を行い、事業ごとの財務書類の作成や、マネジメントに活用していくことを考慮すると、できるだけ分かりやすく負担のかからないシステムとすることが重要である。

このため、システム改修においても次の点を念頭に進めていくものとする。

ア システムへの複式処理機能の追加等

歳入歳出予算の執行管理を行う財務会計システムを全面的に更新するのではなく、既存の財務会計システムに、複式処理の機能を追加する改修を行う。

また、事業別・施設別等の行政評価や予算編成に活用できる資料が作成できるシステムを構築する。

イ リアルタイム仕訳方式の採用

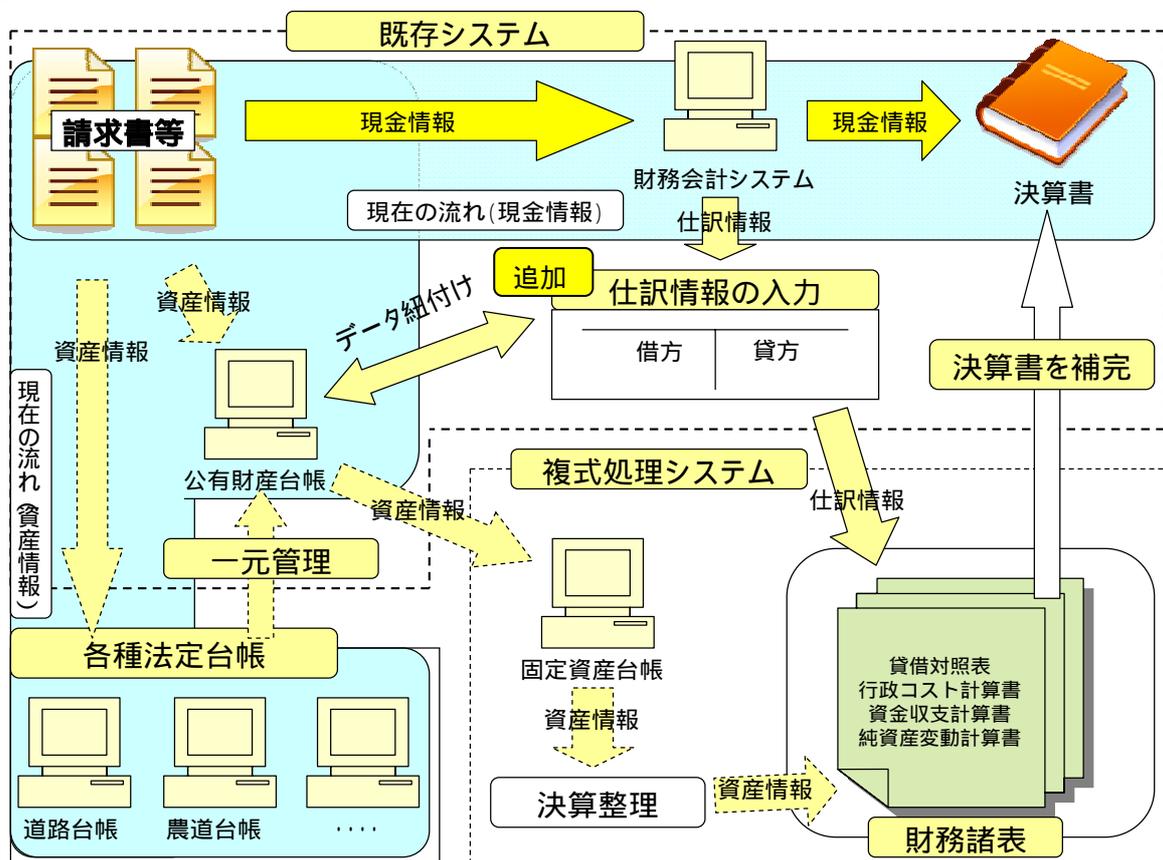
仕訳変換方式には、「リアルタイム仕訳方式」、「期末一括仕訳方式」があるが、本市の支出命令件数を「期末一括仕訳」する作業量は膨大であるため、財務諸表の作成が比較的短期間で済み、より早期の公表が可能となるよう、東京都で採用しているような、日々の財務会計の入力の際に仕訳情報を併せて入力する「リアルタイム仕訳」を採用する。これにより、個々の取引に伴う仕訳データがその都度システムに蓄積され、必要に応じ速やかな処理が可能となる。

ウ 容易かつ負担の少ない仕訳方式の導入

各職員が複式仕訳の認識を持てるよう、従来の財務会計システムの処理の一連の流れで行うこととし、複式情報をあらかじめ絞り込まれた選択肢から選べる方式とし、初歩的な簿記の知識があれば全職員が容易に行うことができるようにする。

また、複式仕訳を正確に、かつ円滑に行うことができるよう体制を整備する。

図 システムイメージ



固定資産台帳の整備

資産評価については、総務省研究会のとりまとめ結果を考慮して決定するが、取得価額や財源が不明である事例も多く、資産の洗い出しや照合等に時間を要することから、着手できる部分から取り掛かることとする。

ア 資産の洗い出し

固定資産台帳に登録する資産については、現在、公有財産台帳、各種法定台帳(道路法に基づく道路台帳等)で個別に管理されている。

また、公有財産台帳については取得年が古いものを中心に、各種法定台帳についてはすべてのものについて取得価額情報等が記載されていない。

特に工作物については、範囲及び種目等についての定めがないため、定義を定めるとともに、資産の洗い出しを行う必要がある。

表 台帳の登録件数（平成 24 年度末時点）

台帳名	登録件数	
公有財産台帳	土地	約 2,000 件（約 10,000 件）
	建物	約 1,000 件（約 3,000 件）
	工作物	約 800 件（約 2,000 件）
道路台帳	約 8,600 路線	
公園台帳	約 600 公園	
農道台帳	約 150 路線	
林道台帳	約 180 路線	

（ ）内は同一敷地の別筆など枝番を含む

イ 資産評価方法

基準モデルと東京都方式では、固定資産の評価基準が異なるため、総務省研究会で統一した基準を検討しており、平成 26 年 4 月を目処に示すこととなっている。

このことから、本市で採用する固定資産の評価基準は、総務省研究会で統一した基準を示した後、改めて検討することとし、平成 26 年 5 月を目標に決定する。

ウ 売却可能資産の把握

公有財産のうち、現に公用又は公共用に供されておらず、かつ将来的にも利用の見込みがないものについて、売却可能資産として把握する。

職員研修について

全職員に対し、複式簿記の知識の習得を図るとともに、財務会計システムの操作研修を充実させる。

研究会組織の再編

幹部クラスを中心とした(仮称)新公会計・複式簿記会計導入準備委員会を設置し、準備委員会の下に、会計制度、固定資産台帳整備、システム改修の作業部会を設置することを検討する。

また、専門知識を持ったアドバイザーが参加する体制も検討する。

< 資料 >

本市研究会の活動状況

1 組織構成

本市研究会は、財務部長が指定する所属の長が推薦する職員並びに財務部長が指名する職員をもって構成した。

新公会計制度・複式簿記研究会

No.	部局名	所属課	所属係	職名	氏名
座長	財務部	財政課		課長	佐久間 隆博
1	総務部	総務課	法規係	主査	過足 洋一
2	総務部	行財政改革推進課		主査	佐藤 聡一
3	総合政策部	政策調整課	企画調整係	主任	野木 俊宏
4	総合政策部	ソーシャルメディア推進課	統計調査係	主査	長岡 親
5	財務部	財政課		主任主査	杉内 泰史
6	財務部	財政課		主査	今井 辰哉
7	財務部	管財課	公有資産活用室	主任	田子 淳
8	財務部	管財課	公有資産活用室	主査	小林 貴則
9	税務部	資産税課	償却資産係	主任主査	橋本 香
10	建設部	建築課	(施設保全担当)	主任	草野 哲也
11	下水道部	下水道総務課	総務管理係	主査	小和田 晴彦
12	生涯学習部	総務課	財務係	主任主査	井上 高志
13	水道局	経理課	管財係	主査	渡邊 英之
14		会計課	出納係	主任	本田 潤
15	総合政策部	まちづくり政策課	まちづくり企画係	主任技査	高濱 康
16	保健福祉部	社会福祉課	総務管理係	主任	庭山 春生

2 本市研究会の開催状況

(1) 研究会の開催

第1回研究会(平成25年7月25日)

- ・研究会の趣旨について
- ・公会計の現状について
- ・今後の進め方について

第2回研究会(平成25年8月27日)

- ・東京都職員との意見交換

第3回研究会（平成25年10月2日）

- ・研修（複式簿記について）
- ・国の中間とりまとめ結果について
- ・行政視察結果について
- ・これまでの研究会の内容について

第4回研究会（平成25年10月15日）

- ・複式簿記の導入について
- ・固定資産台帳の整備について

第5回研究会（平成25年11月21日）

- ・研究会報告書について

第6回研究会（平成25年11月27日）

- ・研究会報告書について

(2) 講演会の開催

講演会（平成25年6月7日）

- ・「公会計と地方公共団体における複式簿記について」

講師：三澤壯義氏（株式会社 三澤経営センター 代表取締役・公認会計士）

出席者：各部主管課課長補佐 等（50名）

講演会（平成25年8月27日）

- ・「東京都における公会計の現状と実務」

講師：副島健氏（東京都会計管理局管理部 会計制度担当部長）

出席者：各課職員（200名）

(3) その他

行政視察研修（平成25年8月12日）

- ・視察先：神奈川県小田原市、東京都町田市

3 本市研究会での主な意見

【複式簿記・発生主義の導入】

- ・今後施設の老朽化対策は必ず行う時期が来るので、資産の把握や施設単位の評価は必要だと思う。
- ・複式簿記・発生主義の導入によって職員の意識も変わると思う。過去に老朽化対策の説明をした際には、参考資料の作成で苦労した覚えがある。
- ・複式簿記・発生主義を導入した先進自治体では、債権の状況が明らかになったことに伴い債権管理条例を策定したり、フルコストを把握することで使用料の見直しを行ったり、行財政の改革につなげている例もある。様々な活用策が考えられるが、当初は導入目的を絞り、導入後徐々に増やしていけばいいのではないか。

【財務諸表の作成】

- ・個別事業の財務諸表を作って事業評価を行っている地方公共団体もある。ただし、全事業について作成するのは、作業負担と成果の関係で課題があり、個別事業を絞ってやってみるのも手法の一つと思う。
- ・本市で事業別財務諸表を作成する場合は、セグメントの設定が重要になる。また、施設単位の財務諸表も作成するのか。

【固定資産台帳の整備】

- ・本市では固定資産台帳の整備が進んでいないので、相当の労力がかかると思う。特に、資産を保有している所属には偏りがあるので、多くの資産を持っている所属は事務負担が大きいのではないかと。
- ・総務省研究会の最終報告がどうなるか見えないところもあるが、早めに資産の洗出しなどの基準を決めて、作業に取り掛かるべきだと思う。
- ・今後、公共施設の改修計画を策定する際には必ず役立つと思う。

【その他】

- ・各職員が仕訳を行うのであれば、簡単な簿記の知識があればできるよう、システム改修を行うべきである。
- ・複式簿記に興味のある職員も多いと思うので、簿記の研修などを行うことで意識を変えるきっかけになるのではないかと。
- ・システムが整備されるのであれば、職員向けの研修は、初歩的なレベルで充分だと思う。
- ・複式簿記・発生主義の導入には、システム改修や固定資産台帳の整備など、時間を要すると思うが、先進自治体の経過などを踏まえて行うことができれば短縮することができるのではないかと。



(講演会「東京都における公会計の現状と実務」)



(第4回研究会)

< 資料 >

他自治体の活用例

他自治体での活用例（東京都）

～フルコスト情報で分析～

事業評価ではこんな考え方をしています

事例 1

【事例】神津島三浦漁港防砂潜堤設置

これまで・・・



天上山からの土砂が流入し、毎年しゅんせつ*していました

しゅんせつ費用は 毎年8,000万円



*しゅんせつ：海底にたまった土砂を取り除くこと

事業評価では・・・

フルコスト
情報で分析

防砂潜堤を設置し、土砂の流入を防止することを検討

- 堆積する土砂は90%減少、しゅんせつは、10年に1回に
- コンクリート製で、50年維持管理経費不要



(防砂潜堤の設置によるコストメリット)
(現金主義による試算) (単位：百万円)

区分	防砂潜堤設置	現 行 (毎年しゅんせつ)	差 引
減価償却費	29	—	29
しゅんせつ経費	8	80	△72
合 計	37	80	△43

現金主義では・・・潜堤設置費用 約16億円の是非が争点に

結論 毎年 4,300万円のコスト減になる
ことが明らかになりました。

単年度の取支だけでなく、
将来にわたるフルコストで比較
できるようになりました。

他自治体での活用例（町田市）

～外部委託の判断材料として活用～

清掃工場の設備更新と管理業務のアウトソーシングによる効果の分析

【設備継続使用 + 直営】

(千円)

年度	25	26	27	28
行政費用	82,500	84,200	85,000	85,800
人件費	72,000	72,000	72,000	72,000
物件費(燃料費)	5,000	5,000	5,000	5,000
物件費(委託料)				
維持補修費	5,500	7,200	8,000	8,800
減価償却費	償却済	償却済	償却済	償却済
金融費用	0	0	0	0
公債費(利子)	残債なし	残債なし	残債なし	残債なし
総費用 A	82,500	84,200	85,000	85,800

・官庁会計の決算では、事業単位の人件費の情報がないため、アウトソーシングの効果が数値として見えない。
・現金主義では、ストックをコストとして認識できないので、将来投資選択についての情報が無い。

性質別コストで表示してあるため、アウトソーシングの効果が一目で分かる。

【設備更新 + アウトソーシング】

年度	25	26	27	28
行政費用	58,800	58,800	58,800	58,800
人件費	16,000	16,000	16,000	16,000
物件費(燃料費)	2,000	2,000	2,000	2,000
物件費(委託料)	35,000	35,000	35,000	35,000
維持補修費	800	800	800	800
減価償却費	5,000	5,000	5,000	5,000
金融費用	2,000	2,000	2,000	2,000
公債費(利子)	2,000	2,000	2,000	2,000
総費用 B	60,800	60,800	60,800	60,800

設備投資した場合の効果を簡単に説明できる

維持補修費、燃料費は高機能化により減、投資は減価償却費として、投資時の借入金の利子について金融費用として費用化し効果を比較

事業を実施するための真のコスト(フルコスト)を把握

コスト差額(B - A)	-21,700	-23,400	-24,200	-25,000
--------------	---------	---------	---------	---------

